

平成29年3月8日

四万十町議会議長 酒 井 祥 成 様

発議者 四万十町議会議員

中屋 康

賛成者 四万十町議会議員

岡 孝久雄

賛成者 四万十町議会議員

橋本 章央

賛成者 四万十町議会議員

味元 和義

賛成者 四万十町議会議員

水間 淳一

賛成者 四万十町議会議員

吉村 アツ子

賛成者 四万十町議会議員

緒方 正綱

賛成者 四万十町議会議員

下 之 昂

西原眞衣議員に対する懲罰動議

次の理由により、西原眞衣議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び四万十町議会会議規則第110条第1項の規定により動議を提出します。

記

理由

一昨年9月定例会で問責決議を受けるも、その後の発言や議員としての行為においても違反と認められる行動があることから、昨年5月の臨時会において、西原眞衣議員に対し四万十町議会議員政治倫理審査会(第1号)を設置し、4回の審査と聞き取り調査を行った結果、6月定例会において「町民の代表として、品位と名誉を損なうような行為をした疑い及び町職員の公正な職務執行を妨げ、又は町職員の採用等人事に関し、推薦、紹介するなど不適切な介入や働きかけをした。」ことにより、西原眞衣議員に対し全会一致で辞職勧告を決定した。

しかし、この決定結果を真摯に受け止めることはなく、その後においても議員としてのルールを無視するなど反省の色は全くない。

さらに、昨年11月には自ら辞職勧告についての弁明内容のチラシを、不特定多数の町民に配布しているが、その中には、個人情報保護の観点から全会一致で秘密会とした、第3回四万十町議会政治倫理審査会(第1号)の議事内容を議員以外に漏らした内容である。

よって、四万十町議会会議規則第97条の「秘密の保持」に抵触しており、懲罰を求めるものであります。